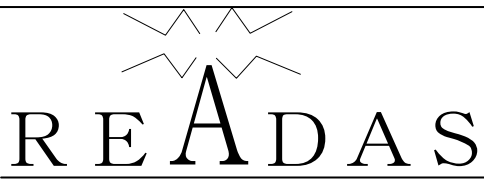


第 5785 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 8月30日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 姻族関係終了届

Q：夫が亡くなりましたが、姑との関係がうまくいっていません。今後も姑と一緒に生活していかなければならないかと思うとたまりません。何か良い方法はありますか？

A：親族関係終了届出を提出することによって姻族関係を終了させることができます。

【解説】

結婚をしますと、配偶者は親族になり、配偶者の親など3親等内の姻族も親族となります。

この姻族関係は、夫婦が離婚をしますと終了しますが、配偶者が死別した場合には姻族関係はそのまま継続することになっています。

したがって、お尋ねの場合はご主人が亡くなったということですから、あなたと姑さんは姻族関係は続き、相変わらず親族ということになります。

もし、この関係を断ち切りたいということでしたら、姻族関係届出書を届出人の本籍地又は所在地の市区町村役場に提出すれば、その姻族関係を終了させることができます。

必要な物は、この姻族関係終了届と届出人の印鑑、配偶者の死亡の事実がわかる戸(除)籍謄本1部です。

届出の効力は、届けた日から生じ、婚姻前の氏(姓)に戻ることを希望するときは、復氏届を提出します。

なお、この姻族関係終了届は、死亡した配偶者の親が届出を行うことはできません。

